

地 基 経 第 77 号
平成 29 年 11 月 20 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 諸 橋 省 明
(公 印 省 略)

平成 30 年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款
第 17 条の 3 第 1 項に規定する理事長が定める率について（通知）

平成 30 年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款（昭和 42 年自治許第 591 号）第 17 条の 3 第 1 項に規定する理事長が定める率については、下記のとおり定めましたので通知します。

なお、当該年度の給与の総額が前々年度の決算に計上された給与の総額に理事長が定める率を乗じて得た額に比べて大幅な増減が見込まれ、理事長が定める率を用いることにより、概算負担金の額が実態と著しく乖離してしまうおそれのある地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）については、この率を用いず、当該地方公共団体等について理事長が別に定める率を用いることができることとします。この場合においては、基金支部へ申し出ることとし、基金支部にあっては、平成 30 年 4 月 6 日（金）までに本部へ協議してください。

また、本通知について貴支部管内の地方公共団体等に対し、必要事項を通知していただくとともに、適切にご助言いただきますようお願いいたします。

記

平成 30 年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、各経理単位及び職員の区分ごとに次のとおりとする。

普通補償経理

義務教育学校職員	1. 004
義務教育学校職員以外の教育職員	1. 003
警察職員	1. 010
消防職員	1. 011

電気・ガス・水道事業職員	0. 9 9 7
運輸事業職員	1. 0 0 4
清掃事業職員	1. 0 1 4
船員	1. 0 0 9
その他の職員	1. 0 2 0

特別補償経理

義務教育学校職員	1. 0 0 7
義務教育学校職員以外の教育職員	1. 0 0 1
警察職員	1. 0 1 1
消防職員	1. 0 0 9
電気・ガス・水道事業職員	0. 9 9 7
運輸事業職員	1. 0 0 9
清掃事業職員	0. 9 8 6
船員	1. 0 4 2
その他の職員	1. 0 1 5

ただし、これらの率により難しい場合には、理事長が別に定める率とすることができる。